

# 再生可能エネルギーに係る規制見直しへの対応

令和2年12月22日

産業保安グループ 電力安全課

# 再生可能エネルギーに係る規制見直しの動き

- **再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入は、2050年カーボンニュートラル社会の実現のための重要な鍵**であり、そのためには**規制改革**や革新的イノベーションの推進などの**政策の総動員が急務**。
- 産業界からいただいた**規制改革要望に対しては、保安の確保を前提に検討**していく。まずは今後の設備導入が大いに期待される風力発電について、以下のとおり**規制を見直し**。

## (1) 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース

- 河野行革大臣の下で開催されている規制改革に係る会議。12月1日に第1回が開催され、「風力発電に関する環境影響評価」がテーマの1つに。
- 議論の結果、以下2点について**環境省・経済産業省にて検討**を行うこととなった。
  - ①法アセスの対象となる**規模要件の引上げ**方針を本年度内に策定
  - ②環境アセス**期間の半減**を達成する期限を設定

## (2) 洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会

- 業界団体及び経済産業省・国土交通省のトップによる洋上風力推進に向けた会合。12月15日に第2回が開催され、「洋上風力産業ビジョン(第一次)」を策定。
- 以下2点の見直しを**本年度内に実施**することが決定。
  - ①認証機関の認証があれば、経済産業省における工事計画に係る**専門家会合の審査を省略**。
  - ②電気事業法、港湾法、船舶安全法の審査について、**書類を共通化し、審査を実質一本化**。

## 環境アセス制度の見直しに関する要望事項 (1/2)

### 【要望】風力発電における環境アセスの規模要件の見直し

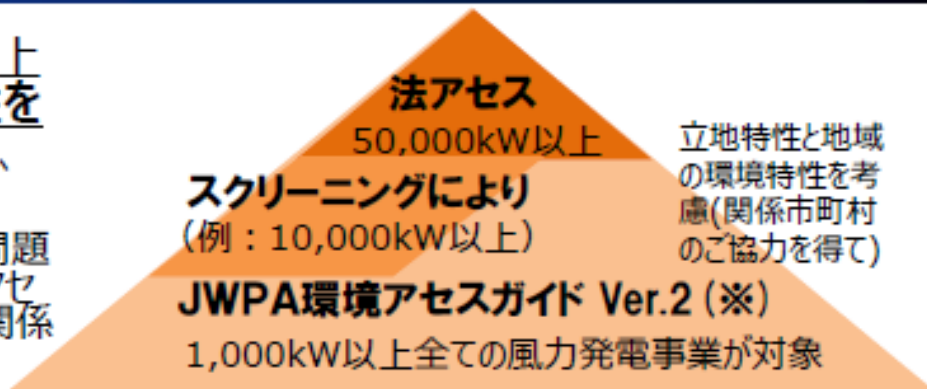
#### (現況)

- アセス法改正施行後に、環境アセス手続を行っている風力発電施設の1件当りの事業規模が増大している。※<参考②>ご参照 (適正なカバー率)
  - 風力発電の事業用地は、工業地帯から山間地域と極めて多様な地域が事業候補地であり、地域の特性に応じた効果的・効率的な環境アセスを実施することが重要である。※<参考③>ご参照
- これら状況を踏まえると、現行の対象事業規模 (第1種事業 : 10,000kW以上) を見直した上でスクリーニングを有効に活用すべきである。
- ⇒ 対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第1種事業50,000kW以上」に見直していただきたい。※<参考④>ご参照

# 環境アセス制度の見直しに関する要望事項 (2/2)

- 国による法アセスの対象は50,000kW以上の案件とし、**立地特性と地域の環境特性を考慮したスクリーニングの有効活用**により、効果的な環境アセスを実施

※設備容量1,000kW以上の案件においては環境への問題が発生しないよう、JWPA策定の自主規程「JWPA環境アセスガイド Ver.2」を、全風力発電事業者に周知・励行（関係市町村のご協力を得て自主アセスを実施）



【JWPA環境アセスガイド Ver.2との比較表】

	アセス法対象事業	JWPA環境アセスガイドによる事業
住民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>配慮書、方法書、準備書の各段階で一般の意見を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書縦覧中に住民説明会を開催することを義務化（方法書縦覧中は任意）</li> </ul>
有識者意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて事前聴取</li> <li>都道府県知事意見・市町村意見及び環境大臣意見（方法書段階ではなし）、主務大臣意見（方法書段階では助言）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者意見の聴取を義務化</li> <li>関係市町村からの推薦・紹介などにより有識者を選定</li> </ul>
共有データの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の定めなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JWPAの事後調査共有データを利用し、個別の環境影響を有識者、住民が判断</li> <li>上記共有データを参考にして、評価項目</li> </ul>

(参考2)

洋上風力に関する各種規制・規格の総点検

- 産業界からの規制見直し要望に対し、各省庁と連携した規制・規格の総点検を今後実施。
- まずは、①電気事業法に基づく安全審査の合理化、②国交省と経産省の審査の一本化を行う。

産業界からの主な要望内容

	関係法令	見直しの要望内容	所管省庁
調査・開発	電気事業法	第三者認証機関の認証と、経済産業省の工事計画届出の <u>審査項目が重複</u> 。二重審査により <u>審査期間が長期化</u> するため、 <u>工事計画届出を審査する専門家会議の省略</u> を要望	経済産業省
	電気事業法/港湾法/船舶安全法	運転開始まで、電気事業法、港湾法、船舶安全法に基づく <u>複雑な書類の提出・審査が複数回必要だった</u> ところ、 <u>審査の一本化</u> を要望	経済産業省 国土交通省
	環境影響評価法	環境アセスメントの <u>手続迅速化</u> と <u>対象事業規模要件の見直し</u>	環境省 経済産業省
	建築基準法	風況観測調査のための <u>一時設置の観測タワー</u> に係る手続きの迅速化	国土交通省
製造	航空法	風車のタワー中間部、港湾での仮組立時の風車などに設置する <u>航空障害灯の設置条件の緩和</u> と <u>風力発電機群の定義の見直し</u>	国土交通省
	JIS規格	洋上風車向けのモノパイル鋼材やタワーボルト等の <u>JIS規格の整備が必要な部素材を特定</u> した上で、 <u>国内規格を整備し欧州規格等と相互認証</u>	経済産業省
設置	船舶法	工事作業用船舶の不足に対応するため、 <u>カボタージュ規制（外国籍船の寄港制限）</u> に関する特許要件の明確化	国土交通省
	労働安全衛生法	洋上風力クレーン作業における <u>強風時の作業中止の判断基準</u> の明確化、移動式クレーンの <u>吊荷走行禁止条件の緩和</u>	厚生労働省
撤去	海防法	着床式については、 <u>風車撤去時に</u> 、原則として <u>原状回復</u> が求められるところ、 <u>残置許可基準の明確化</u>	環境省

見直し決定

# (参考2)

## 審査の一本化の概要

- ① 電気事業法に基づく安全審査について、第三者認証機関による認証と、経済産業省による工事計画届出の審査の重複を排除。
- ② その上で、国土交通省（港湾法、船舶安全法）の審査と、第三者認証機関のウインドファーム認証について、審査書類を共通化し、審査の一本化を行う。

### ②審査の一本化

### ①安全審査の合理化

#### 第三者認証機関（ウインドファーム認証）

第三者認証機関（日本海事協会）において現地のサイト条件（軟弱地盤等）を勘案し、発電用風力設備として適切に設計されているか事前に確認

#### 経済産業省（工事計画の届出）



- ✓ 電気事業法に基づく発電用風力設備の適合性確認は原則ウインドファーム認証書の添付でクリア
- ✓ 絶縁性などの電気設備の適合性確認や工事計画としての妥当性確認は引き続き実施

審査に必要な書面

#### 国土交通省

登録確認機関（沿岸技術研究センター）において、港湾法に基づき、海象等の諸条件を勘案し、係留施設として適切に設計されているか確認（※浮体式の場合は船舶安全法に基づく審査を実施。すでにウインドファーム認証と一本化済）

#### 凡例

-  第三者認証
-  法定手続き